

中小企業振興のための第 2 次アクションプランの構成(案)

1. 目的

市内企業の 99% 以上を占めている中小企業は本市の地域経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たしており、中小企業の振興は、本市経済の発展のために重要な課題となっています。

「三木市中小企業振興条例」の目的である、中小企業の振興による地域経済の活性化及び雇用の促進並びに豊かで質の高い市民生活の実現に向け、5 年間の「中小企業振興のためのアクションプラン」を策定する。

2. 期間

平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 か年間

3. 目標

全体の目標値：市内総生産に代わる客観的な統計データ

4. 進行管理

市において施策を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、施策の検証に当たっては、適宜、中小企業振興審議会に対し意見を求めるものとする。

5. 中小企業振興のための施策

中小企業振興条例第 4 条に規定する 7 つの施策

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化並びに創業を促進するための施策

- (2) 新たな産業を創出するための施策
- (3) 技術力、経営力の高度化を促進するための施策
- (4) 市内経済の循環を促進するための施策
- (5) 社会経済情勢の変化への適応を円滑化するための施策
- (6) 情報収集及び発信を促進するための施策
- (7) 雇用の安定及び人材を育成するための施策

6. 具体的な取組（実施計画）

上記7つの施策別に個別の事業名称・事業概要・実施期間
ただし、景気動向や雇用情勢の状況によって、7つすべての施策を重点化する必要はないと考えられます。景気が上向き
のときは、革新的な取組による高付加価値化、生産性向上
につながる設備導入や人材育成といった長期的な将来投資策
に重点化します。景気が下向き
のときは、短期的な景気刺激策、資金繰り（金融）や雇用（失業）の緊急対策といったセーフティネットに重点化することが考えられます。

また、当市は、人口7万8千人の規模で、カネ・ヒト・情報・モノに限りがあります。特に、財政上の制約がある中で、具体的な取組（方策）の選定については、市と国・県で棲み分けも考慮する必要があると考えられます。

7. その他（別途作成）

中小企業振興施策の実施状況（進行管理）

7つの施策別に個別の事業名称・事業概要・事業費・年度目標（件数・回数）・実施状況（件数・回数・金額）